

# 摂津市地域防災計画

令和8年（2026年）3月修正

摂津市防災会議







# 第1編 総則

## 《目 次》

第1節	計画の目的と概要	1
第1	計画の目的	
第2	計画の概要	
第3	災害想定	
第2節	防災の基本方針	3
第3節	摂津市の概況	4
第1	自然的条件	
第2	社会的条件	
第4節	防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱	5
第1	摂津市	
第2	大阪府	
第3	府警察（摂津警察署）	
第4	指定地方行政機関	
第5	自衛隊（陸上自衛隊第3師団、第36普通科連隊）	
第6	指定公共機関及び指定地方公共機関	
第7	公共的団体その他の機関	
第5節	市民、事業者の基本的責務	24
第1	市民の基本的責務	
第2	事業者の基本的責務	

## 第1節 計画の目的と概要

### 第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条（推進計画）の規定に基づき、摂津市防災会議が定める計画であり、摂津市域における災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策に関し、市、府並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を示すことで防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市域並びに市民の生命・身体及び財産を保護することを目的とする。

### 第2 計画の概要

#### 1 計画の内容

この計画は、次の事項を定めた市の防災対策の総合的かつ基本的な計画であり、構成は次のとおりである。

- (1) 総則（市及び防災関係機関の責務及び処理すべき事務又は業務の大綱など）
- (2) 災害予防対策（災害発生前に行うべき諸対策）
- (3) 災害応急対策（災害発生直後又は発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止するために行うべき諸対策）
- (4) 災害復旧・復興対策（災害発生から一定期間経過後、被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行うべき諸対策）

#### 2 大阪府地域防災計画等との関係

この計画は、大阪府地域防災計画及び大阪府水防計画との整合性と関連性を有するものである。

#### 3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。また、摂津市防災会議の委員構成については、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

#### 4 細部計画等の作成

市の各部課（班）及び防災関係機関は、この計画に基づく諸活動を実施するための細部計画やマニュアルの作成に努める。

### 第3 災害想定

この計画においては、本市の地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、次のとおり発生し得る災害を想定した。また、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生する可能性も考慮するものとする。

- 1 地震災害（南海トラフ地震臨時情報発表時を含む。）
- 2 風水害
- 3 その他、鉄道災害などの事故等災害

## 第2節 防災の基本方針

防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

本市では、これまで、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓にするとともに、上町断層帯地震Aや南海トラフ巨大地震による被害想定の結果等を踏まえ、市域の災害対策を進めてきた。しかし、平成28年熊本地震における大規模な地震の連続発生や平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震、さらには元日に発生した令和6年能登半島地震等、様々な自然災害が発生していることから、災害対策のより一層の充実強化を図っていく。

災害対策にあたっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据えることとする。具体的には、「1 命を守る」、「2 命をつなぐ」、「3 必要不可欠な行政機能の維持」、「4 経済活動の機能維持」、「5 迅速な復旧・復興」の5つを基本方針として対策を講じていくこととする。そのために、市、府及び防災関係機関が適切に役割分担を行い、相互の連携協力を図っていくことはもとより、市民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、ボランティア等も一体となって取組を進める。

災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的に対策の点検、見直しを行い、充実を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の強化を図っていくこととする。

さらに、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制等、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

各段階における考え方として、まず災害予防段階においては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソフト対策との組み合わせによる多重防御の考え方を基本とする。

災害応急段階においては、まず、災害が発生するおそれがある場合は、気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行う。被害が発生したときには、正確で詳細な情報収集を行い、被害規模を可能な限り早期に把握する。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。

災害復旧・復興段階においては、適切かつ速やかな対応が重要となる。ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、可能な限り事前に検討し、方針の明示に努める。

なお、本計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）の観点を踏まえながら、取組を進める。

## 第3節 摂津市の概況

### 第1 自然的条件

#### 1 位置

本市は、大阪府の北部いわゆる三島平野の南西部に位置し、東から高槻市、茨木市、吹田市、大阪市に、南は淀川に接している。

#### 2 面積

面積は14.87km<sup>2</sup>で、地形は東西6km、南北5kmのL字型である。

#### 3 地勢

市域の北西部は千里丘陵に接してやや高くなっており、南東部は淀川に接し低地となっている。

河川は、南東部を流れる淀川と中央部を東西に流れる安威川がある。安威川には、千里丘陵からの大正川や山田川などが合流している。

#### 4 地質

地質は、淀川などの土砂堆積によりできた沖積層である。

#### 5 気象

年間平均気温（令和3年～5年の平均）：約17.3℃

年間平均降水量（令和元年～5年の平均）：約1,312mm

資料：摂津市消防本部

注：観測地点は、市消防本部（三島一丁目1番2号）である。

### 第2 社会的条件

#### 1 人口

令和7年3月末の市の人口は、86,300人（43,512世帯）である。

昭和40年に43,479人であった人口は、昭和40年代に急激な伸びを見せ、昭和50年には1.76倍の76,704人となった。50年代前半は社会増加がマイナスとなり、昭和54年には人口減少が起きたが、その後は微増傾向を示し、令和2年には87,456人となっている。

令和2年の国勢調査では、昼間流出人口24,433人、流入人口32,580人で、住宅都市であるとともに、産業都市の性格がうかがえる。

#### 2 土地利用の現況

安威川以北では、鉄軌道駅をはじめとする主要インフラが整備され、都心部近郊の利便性の高い居住エリアを形成している。

安威川以南では、緑豊かな田園の面影を残しつつ、土地区画整理事業等により、大阪北部における物流拠点として周辺都市に比べて昼間人口が多い住工共存エリアを形成している。

## 第4節 防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱

市（各課・各班）、府及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力し、次に掲げる事務又は業務を総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理能力の向上に努める。

### 第1 摂津市（◎の所属長は班長）

各部課は、摂津市事務分掌条例及び同施行規則に基づく事務に加えて、次に掲げる事務又は業務を総合的かつ計画的に実施するとともに、被害状況やフェーズなどに応じて他班の支援を行う。

#### 1 全部局共通項目

[災害予防対策]

- 緊急通行車両の事前届出に関する事

[災害応急・復旧対策]

- 各部の運営・庶務（電話対応含む）に関する事
- 各班の活動の記録及び本部班への報告に関する事
- 所管施設の臨時休館等の案内に関する事
- 通常業務の調整や中止の案内に関する事
- 所属職員の安否の把握に関する事
- 水害時における所管施設の重要物品や公用車等の移動に関する事
- 水害時における所管施設の閉鎖や職員の退避等に関する事

#### 2 本部班（◎防災危機管理課・総務課）

[災害予防対策]

- 災害対策の総合調整に関する事
- 防災会議に関する事
- 組織・動員体制の整備に関する事
- 初期防災体制における業務に関する事
- 地域防災拠点の位置づけに関する事
- 応急対策業務全般で必要となる防災資機材等の整備に関する事
- 食料、生活用品等の備蓄に関する事
- 物資の受入れ、仕分け、配給体制の整備に関する事
- 防災訓練に関する事
- 広域防災体制の整備に関する事
- 職員の防災教育に関する事
- 防災に関する調査研究に関する事
- 自衛隊との連携体制の整備に関する事
- 業務継続計画（BCP）及び受援計画の策定に関する事
- 大阪府との連絡調整に関する事
- 大阪府防災情報システムの運用に関する事

- 防災行政無線の管理運用に関すること
  - 情報収集伝達体制の強化に関すること
  - 広報班と連携した災害広報体制の整備に関すること
  - 緊急交通路の選定に関すること
  - 災害時用臨時ヘリポートに関すること
  - 避難場所・避難所・自主避難所に関すること
  - 避難路の指定に関すること
  - 気象予警報の伝達に関すること
  - 避難指示等に関すること
  - 避難誘導に関すること
  - 水害時の広域避難体制の整備に関すること
  - 避難行動要支援者名簿の作成に関すること
  - 避難行動要支援者名簿情報の提供に関すること
  - 個別避難計画の作成に関すること
  - 福祉避難所の指定に関すること
  - 防災知識の普及啓発に関すること
  - 災害時の人権に係る啓発に関すること
  - 自主防災組織に関すること
  - 防災サポーターに関すること
  - 事業者に対する啓発活動に関すること
  - マンホールトイレの整備に関すること
  - 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の促進に関する  
こと
  - 洪水リスクの周知に関すること
  - 各班マニュアルの作成に関すること
- [災害応急・復旧対策]
- 災害対策の総合調整に関すること
  - 災害警戒体制・事前配備体制における業務に関すること
  - 初期防災体制における業務に関すること
  - 災害対策本部の設置に関すること
  - 災害対策本部会議に関すること
  - 災害救助法の適用に関すること
  - 防災対策会議に関すること
  - 職員の安否確認に関すること
  - 職員への配備指令の伝達に関すること
  - 緊急防災推進員の活動に関すること
  - 自衛隊の災害派遣に関すること
  - 他市町村への応援要求に関すること
  - 地震情報の収集に関すること
  - 各班からの被害情報の集約に関すること
  - 災害報告及び災害即報に関すること

- 大規模災害時における市の行政機能の確保状況の報告に関すること
- 避難指示に関すること
- 避難誘導に関すること
- 避難所・緊急避難場所の開設に関すること
- 避難所・緊急避難場所の縮小・集約・閉鎖に関すること
- 広域一時滞在に関すること
- 新物資システム（B-PL0）による物資の調達に関すること
- 国の受入計画に基づく海外からの支援の受入れに関すること
- 事故等災害の応急対策に関すること
- 応急復旧対策の集約に関すること
- 被災者台帳の作成に関すること

### 3 広報班（◎広報課、秘書課）

#### 〔災害予防対策〕

- 本部班と連携した災害広報体制の整備に関すること
- 班マニュアルの作成に関すること
- 実施する事務及び業務に関する業務継続計画（BCP）及び受援計画の策定に関する  
こと

#### 〔災害応急・復旧対策〕

- 府の災害モード宣言の周知に関すること
- 災害広報に関すること
- 報道機関との連携（記者会見を含む）に関すること
- 広報資料の収集に関すること
- 避難誘導に係る広報に関すること
- 災害の記録に関すること

### 4 職員班（◎人事課）

#### 〔災害予防対策〕

- 応援要請手続に関すること
- 班マニュアルの作成に関すること
- 実施する事務及び業務に関する業務継続計画（BCP）及び受援計画の策定に関する  
こと

#### 〔災害応急・復旧対策〕

- 災害情報の収集及び本部班への報告に関すること
- 職員の参集状況の把握に関すること
- 職員再配置及び各班間の人員配置等の調整に関すること
- 府への応援要求又は応急対策の実施の要請に関すること
- 職員の派遣・あっせん要請に関すること
- 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請に関すること
- 応急対策職員派遣制度に基づく支援要請に関すること
- 職員の精神的ケアを目的としたカウンセラーの派遣に関すること
- 調達した物資の職員への配給に関すること

## 5 資産班（◎資産活用課）

### 〔災害予防対策〕

- 市役所庁舎の防災対策に関する事
- 災害時の公用車の管理運用体制の整備に関する事
- 応急仮設住宅に係る供給体制の整備に関する事
- 公共建築物の耐震化に関する事
- 班マニュアルの作成に関する事
- 実施する事務及び業務に関する業務継続計画（BCP）及び受援計画の策定に関する事

### 〔災害応急・復旧対策〕

- 災害情報の収集と本部班への報告に関する事
- 所管する市有建築物の被害調査に関する事
- 被害状況に合わせた市役所庁舎の利用方法の周知に関する事
- 市有建築物被害の情報収集及び本部班への報告に関する事
- 市有建築物の応急復旧に関する事
- 市役所庁舎のライフラインの確保に関する事。
- 市役所庁舎の電話の疎通確保に関する事
- 災害時における公用車の管理運用に関する事
- 応急仮設住宅・公共住宅の供給に関する事

## 6 罹災証明班（◎固定資産税課、財政課、情報政策課、市民税課、納税課、工事検査室、会計室）

### 〔災害予防対策〕

- インターネット回線、LGWAN 回線の停電対策に関する事（情報政策課）
- 罹災証明書の発行体制の整備に関する事
- 班マニュアルの作成に関する事
- 実施する事務及び業務に関する業務継続計画（BCP）及び受援計画の策定に関する事

### 〔災害応急・復旧対策〕

- 災害情報の収集と本部班への報告に関する事
- 家屋（住家・非住家）被害の情報収集及び本部班への報告に関する事
- 家屋（住家・非住家）の被害認定調査の実施に関する事
- 罹災証明書、罹災届出証明書、罹災非住家証明書の交付に関する事
- 罹災台帳の作成に関する事

## 7 市民班（◎市民課、国保年金課、政策推進課）

### 〔災害予防対策〕

- 災害時の広聴体制の整備に関する事
- 災害時の安否情報の取り扱いに関する事
- 公共建築物の高台化に関する事（政策推進課（鳥飼地区まちづくり担当））
- 高台まちづくりに関する事（政策推進課（鳥飼地区まちづくり担当））
- 都市安全確保拠点整備計画に関する事（政策推進課（鳥飼地区まちづくり担当））
- 班マニュアルの作成に関する事
- 実施する事務及び業務に関する業務継続計画（BCP）及び受援計画の策定に関する事

### 〔災害応急・復旧対策〕

- 災害情報の収集と本部班への報告に関する事
- 所管する市有建築物の被害調査及び資産班への報告に関する事
- 所管する市有建築物の応急復旧に関する事
- 災害相談窓口の開設に関する事
- 災害相談業務の総合管理に関する事
- 安否情報の取りまとめ並びに府及び本部班への報告に関する事
- 遺体の収容、安置及び火葬・埋葬に関する事

## 8 産業班（◎産業振興課）

### 〔災害予防対策〕

- 事業継続力強化支援計画に関する事
- 農地の保全・活用、防災協力農地に関する事
- 物資の受入れ、仕分け、配給体制の整備に関する事
- 班マニュアルの作成に関する事
- 実施する事務及び業務に関する業務継続計画（BCP）及び受援計画の策定に関する事

### 〔災害応急・復旧対策〕

- 災害情報の収集及び本部班への報告に関する事
- 農地・農業用施設及び農産物被害の情報収集及び本部班への報告に関する事
- 商・工業関係被害の情報収集及び本部班への報告に関する事
- 防災協力農地に関する事
- 食料及び生活必需品の調達、確保に関する事
- 救援物資の受入れ及び仕分け、避難所への配給に関する事
- 民間事業者への物資の調達・配送要請に関する事
- 本部班を通じた新物資システム（B-PL0）による物資の調達に関する事
- 義援物資の受付・配分に関する事
- 消費者情報の提供に関する事
- 雇用機会の確保に関する事
- 中小企業の復旧に係る支援制度の周知及び融資相談窓口の開設に関する事
- 農業関係者の支援制度の周知及び融資相談窓口の開設に関する事

## 9 環境班（◎環境業務課、環境政策課）

### [災害予防対策]

- 災害時のし尿処理体制の整備に関すること
- 災害時の生活ごみ及び避難所ごみの収集・運搬等処理体制の整備に関すること
- 災害廃棄物（公費解体を含む）の収集・運搬等処理体制の整備に関すること
- 災害廃棄物の仮置場の整備に関すること
- 班マニュアルの作成に関すること
- 実施する事務及び業務に関する業務継続計画（BCP）及び受援計画の策定に関すること

### [災害応急・復旧対策]

- 災害情報の収集と本部班への報告に関すること
- 所管する市有建築物の被害調査及び資産班への報告に関すること
- 所管する市有建築物の応急復旧に関すること
- 保健福祉班と連携した防疫活動に関すること
- 動物の保護・受入れに関すること
- 避難所への獣医師の派遣等に係る府との連絡調整に関すること
- 動物による人等への危害防止に関すること
- し尿の収集、運搬、処理に関すること
- 災害廃棄物の仮置場の設置・運営に関すること
- 災害廃棄物の収集・運搬等処理に関すること
- 避難所における家庭ごみの収集・運搬等処理に関すること
- 損壊家屋の公費解体に関すること

10 保健福祉班（◎保健福祉課、障害福祉課、高齢介護課、出産育児課）

〔災害予防対策〕

- 摂津市医師会、摂津市歯科医師会、摂津市薬剤師会との連携体制の整備に関するこ  
と
- 医療救護所における医療体制の整備に関すること
- 摂津市災害医療センターの指定に関すること
- 医薬品等の確保体制の整備に関すること
- 避難行動要支援者名簿情報の提供に関すること
- 個別避難計画の作成に関すること
- 福祉避難所の確保及び運営体制の整備に関すること
- ボランティアの活動環境の整備に関すること
- 班マニュアルの作成に関すること
- 実施する事務及び業務に関する業務継続計画（BCP）及び受援計画の策定に関する  
こと

〔災害応急・復旧対策〕

- 災害情報の収集及び本部班への報告に関すること
- 人的被害の情報収集及び本部班への報告に関すること
- 感染症発生状況の情報収集及び本部班への報告に関すること
- 社会福祉施設や労働施設（就労支援施設等）等の、被害の情報収集及び本部班への  
報告に関すること
- 所管する市有建築物の被害調査及び資産班への報告に関すること
- 所管する市有建築物の応急復旧に関すること
- 医療機関の被害の情報収集及び本部班への報告に関すること
- 医療・救護体制の確立及び総合調整に関すること
- 摂津市医師会、摂津市歯科医師会、摂津市薬剤師会との連絡調整に関すること
- 茨木保健所との連絡調整に関すること
- 社会福祉協議会との連絡調整に関すること
- 民生児童委員協議会との連絡調整に関すること
- 医療救護所の設置（指定）・運営に関すること
- 市民への医療機関情報の提供に関すること
- 現地医療活動及び後方医療活動等に関すること
- 医薬品等の確保・供給活動に関すること
- 福祉避難所の開設・運営に関すること
- 避難行動要支援者の社会福祉施設等への緊急一時入所に関すること
- 避難行動要支援者の被災状況の把握に関すること
- 被災した避難行動要支援者の福祉ニーズの把握及び支援に関すること
- 災害ボランティアセンターの開設、運営、閉鎖に関すること
- 義援金の受付・配分に関すること
- 環境班と連携した防疫活動に関すること
- 避難所、社会福祉施設、応急仮設住宅等における保健衛生活動に関すること
- 心の健康相談等に関すること

- 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給に関する事
- 災害援護資金の貸付に関する事
- 災害見舞金の支給に関する事
- 被災者生活再建支援金に係る事務に関する事

11 都市整備班（◎都市計画課、連続立体交差推進課、建築課）

〔災害予防対策〕

- 都市防災に関する事
- 初期防災体制における業務に関する事
- 被災建築物応急危険度判定の運用体制の整備に関する事
- 建築物の不燃化に関する事
- 市街地再開発事業に関する事
- 空家等の対策に関する事
- 民間建築物の耐震化に関する事
- 班マニュアルの作成に関する事
- 実施する事務及び業務に関する業務継続計画（BCP）及び受援計画の策定に関する事

〔災害応急・復旧対策〕

- 初期防災体制における業務に関する事
- 災害情報の収集及び本部班への報告に関する事
- 家屋（住家・非住家）被害の情報収集及び本部班への報告に関する事
- 公共土木施設等被害の情報収集及び本部班への報告に関する事
- 被災建築物の応急危険度判定に関する事
- 被災住宅の緊急・応急修理に関する事
- 住宅障害物の除去に関する事
- 住宅に関する相談窓口の設置に関する事
- 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の周知に関する事

## 12 土木班 (◎道路管理課、水みどり課、道路交通課)

### [災害予防対策]

- 都市防災に関すること
- 初期防災体制における業務に関すること
- 水防資機材の点検・整備に関すること
- 公園、緑地、緑化、水路及び浸水対策に関すること
- 淀川右岸水防事務組合に関すること
- 緊急交通路の整備に関すること
- 市管理道路の応急点検体制の整備に関すること
- 道路障害物除去対策に関すること
- 道路の通行規制に必要な資機材の整備に関すること
- 道路のネットワーク化に関すること
- 農業用施設の耐震化及び統廃合に関すること
- 班マニュアルの作成に関すること
- 実施する事務及び業務に関する業務継続計画 (BCP) 及び受援計画の策定に関する  
こと

### [災害応急・復旧対策]

- 初期防災体制における業務に関すること
- 災害情報の収集及び本部班への報告に関すること
- 公共土木施設等被害の情報収集及び本部班への報告に関すること
- 避難路、緊急交通路の確保に関すること
- 道路、橋りょう、公園、緑地の被害状況、交通状況の情報収集及び本部班への報告  
に関すること
- 道路の通行禁止措置、迂回誘導に関すること
- 道路等の障害物の除去に関すること
- 土木施設の応急復旧に関すること
- 浸水被害の調査、報告に関すること
- 浸水の応急対策に関すること
- 用排水路等の障害物除去及び応急対策に関すること
- 道路・共同溝の復旧計画の策定に関すること

13 水道本部班（◎経営企画課）

[災害予防対策]

- 上下水道広域応援体制の整備に関すること
- 班マニュアルの作成に関すること
- 実施する事務及び業務に関する業務継続計画（BCP）及び受援計画の策定に関する  
こと

[災害応急・復旧対策]

- 災害情報の収集及び本部班への報告に関すること
- 上下水道施設被害の情報の取りまとめ及び本部班への報告に関すること
- 災害対策本部との連絡調整に関すること
- 上下水道に係る対策の応援要請に関すること
- 上下水道の被害状況、復旧と今後の見通し等に係る広報に関すること

14 給水班（◎料金課、水道施設課（給水装置係））

[災害予防対策]

- 応急給水体制の整備に関すること
- 班マニュアルの作成に関すること
- 実施する事務及び業務に関する業務継続計画（BCP）及び受援計画の策定に関する  
こと

[災害応急・復旧対策]

- 災害情報の収集及び水道本部班への報告に関すること
- 断水状況の調査に関すること
- 応急給水計画の策定に関すること
- 応急給水活動に関すること

15 水道復旧班（◎水道施設課（維持管理係、管路整備係））

[災害予防対策]

- 管路等の応急復旧体制の整備に関すること
- 管路等の耐震化に関すること
- 班マニュアルの作成に関すること
- 実施する事務及び業務に関する業務継続計画（BCP）及び受援計画の策定に関する  
こと

[災害応急・復旧対策]

- 災害情報の収集及び水道本部班への報告に関すること
- 管路等の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること
- 所管施設の復旧計画の策定に関すること

16 水源班 (◎水道施設課 (浄水係、水質係))

[災害予防対策]

- 浄水施設等の応急復旧体制の整備に関する事
- 浄水施設等の耐震化に関する事
- 班マニュアルの作成に関する事
- 実施する事務及び業務に関する業務継続計画 (BCP) 及び受援計画の策定に関する事

[災害応急・復旧対策]

- 災害情報の収集及び水道本部班への報告に関する事
- 浄水施設等における被害状況調査及び応急復旧対策の実施状況等の水道本部班への報告に関する事
- 原水及び浄水処理後の水質管理に関する事
- 所管施設の復旧計画の策定に関する事

17 下水道班 (◎下水道事業課)

[災害予防対策]

- 初期防災体制における業務に関する事
- 下水道施設の応急復旧体制の整備に関する事
- スtockマネジメント計画に基づく取組に関する事
- 下水道総合地震対策計画に基づくマンホールトイレの整備に関する事
- 雨水出水対策に関する事
- 班マニュアルの作成に関する事
- 実施する事務及び業務に関する業務継続計画 (BCP) 及び受援計画の策定に関する事

[災害応急対策、復旧・復興対策]

- 初期防災体制における業務に関する事
- 災害情報の収集及び水道本部班への報告に関する事
- 下水道施設における被害状況調査及び応急復旧対策に関する事
- 所管施設の復旧計画の策定に関する事

18 教育班 (◎教育政策課、学校教育課、教育支援課、保育教育課、こども政策課)

[災害予防対策]

- 学校園における児童生徒、園児の避難誘導に関する事
- 学校園における防災体制の整備に関する事
- 学校園における防災訓練に関する事
- 所管施設の防災対策に関する事
- 防災教育に関する事
- 班マニュアルの作成に関する事
- 実施する事務及び業務に関する業務継続計画 (BCP) 及び受援計画の策定に関する事

[災害応急・復旧対策]

- 災害情報の収集及び本部班への報告に関する事
- 文教関係被害の情報収集及び本部班への報告に関する事
- 所管する市有建築物の被害調査及び資産班への報告に関する事
- 所管する市有建築物の応急復旧に関する事
- 小中学校の臨時休業の措置に関する事
- 市立認定こども園の臨時休園の措置に関する事
- 小中学校の被害情報 (設備・通学路等を含む) の本部班への報告に関する事
- 市立認定こども園及び民間保育所等の被害情報 (設備、近隣の危険箇所) の本部班への報告に関する事
- 災害発生時の児童生徒の安否確認及び避難誘導に関する事
- 災害発生時の園児の安否確認及び避難誘導に関する事
- 応急教育・保育の実施に関する事
- 園児、児童・生徒の健康管理 (臨時健康診断、カウンセリング、電話相談等) に関する事
- 罹災小中学生に対する学用品の供与及び就学援助等の措置の実施に関する事
- 罹災世帯に対する保育料変更の措置の実施に関する事

19 避難班 (◎生涯学習課、文化スポーツ課、自治振興課、人権女性政策課、  
こども家庭相談課、生活支援課)

[災害予防対策]

- 災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に関する事 (自治振興課)
- 文化財の保護に関する事 (生涯学習課)
- 所管施設の防災対策に関する事
- 災害時の人権に係る啓発に関する事 (人権女性政策課)
- 班マニュアルの作成に関する事
- 実施する事務及び業務に関する業務継続計画 (BCP) 及び受援計画の策定に関する事

[災害応急・復旧対策]

- 災害情報の収集及び本部班への報告に関する事
- 避難所・緊急避難場所の管理運営に関する事
- 避難所の状況の本部班への報告に関する事
- 避難者名簿の作成及び取りまとめに関する事
- 避難者のニーズの集約及び関係班への報告に関する事
- 所管する市有建築物の被害調査及び資産班への報告に関する事
- 所管する市有建築物の応急復旧に関する事
- 文化財の被害情報の収集及び報告に関する事
- 身元不明の遺体の調査に関する事 (生活支援課)
- 葬祭扶助に関する事 (生活支援課)
- 身元不明者の遺品等の散逸防止に関する事 (生活支援課)

20 議会班 (◎議会事務局)

[災害予防対策]

- 市議会との情報共有体制の整備に関する事
- 実施する事務及び業務に関する業務継続計画 (BCP) の作成に関する事

[災害応急・復旧対策]

- 災害情報の収集及び本部班への報告に関する事
- 市議会議員の安否確認に関する事
- 市議会議員との連絡調整に関する事
- 市議会と災害対策本部との連絡調整に関する事
- 他班の応援に関する事

21 協力班 (◎総合行政委員会事務局)

[災害予防対策]

- 実施する事務及び業務に関する業務継続計画 (BCP) の作成に関する事

[災害応急・復旧対策]

- 他班の応援に関する事

## 22 消防本部班・消防署班

### [災害予防対策]

- 自衛隊との連携体制の整備に関する事
- 無線通信施設の維持・充実等に関する事
- 消防力の充実に関する事
- 広域消防応援体制の整備に関する事
- 消防の広域化に関する事
- 関係機関との連携体制に関する事
- 応急救護所における救急活動体制の整備に関する事
- 避難行動要支援者名簿情報の提供に関する事
- 消防法等に基づく立入検査に関する事
- 危険物災害予防対策に関する事
- 高圧ガス災害予防対策に関する事
- 火薬類災害予防対策に関する事
- 火災予防対策に関する事
- 消防計画に関する事

### [災害応急・復旧対策]

- 災害情報の収集及び本部班への報告に関する事
- 人的被害の情報収集及び本部班への報告に関する事
- 消防団との連携に関する事
- 消火活動に関する事
- 救急・救助活動に関する事
- 消火、救急・救助に係る応援要請及び受入れに関する事
- 災害現場でのトリアージに関する事
- 応急救護所の設置・運営に関する事
- 被災者の搬送に関する事
- 警戒区域の設定に関する事
- 水害時に長期間孤立する可能性がある被災者・職員の救助に関する事
- 事故等災害の応急対策に関する事
- 原子力災害に係る広域避難の受入れに関する事

## 第2 大阪府

### 1 茨木土木事務所

- 府の所管する道路管理施設、河川管理施設等の防災対策及び復旧に関する事
- 水防活動及び水防予警報等の伝達に関する事
- 災害予防、災害応急対策等に係る市及び関係機関との連絡調整に関する事

### 2 西大阪治水事務所

- 府の所管する河川施設の防災対策及び復旧に関する事

### 3 茨木保健所

- 災害時における保健衛生活動に関すること
- 医師会等医療機関との連絡調整に関すること
- DHEAT、DMATなどの緊急医療チーム等の派遣に係る市からの要請授受及び派遣
- 医療機関の被災状況の情報収集及び市への情報提供

### 4 北部農と緑の総合事務所

- 用水路、ため池に関する防災対策の指導に関すること

### 5 北部流域下水道事務所

- 流域下水道施設の防災対策及び復旧に関すること

## 第3 府警察（摂津警察署）

- 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- 被災者の救出救助及び避難指示に関すること
- 交通規制・管制に関すること
- 広域応援等の要請・受入れに関すること
- 遺体の検視（見分）等の措置に関すること
- 犯罪の予防・取締り、その他治安の維持に関すること
- 災害資機材の整備に関すること

## 第4 指定地方行政機関

### 1 近畿地方整備局 淀川河川事務所

- 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表・伝達に関すること
- 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- 直轄公共土木施設の復旧に関すること

### 2 近畿農政局（大阪府拠点）

- 応急食糧（米穀）等の備蓄に関すること
- 災害発生時における主要食糧の供給に関すること

### 3 大阪管区气象台

- 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること
- 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること
- 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

## 第5 自衛隊（陸上自衛隊第3師団、第36普通科連隊）

- 地域防災計画に係る訓練の参加、協力に関する事
- 災害派遣に関する事
- 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関する事

## 第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

### 1 西日本旅客鉄道株式会社（千里丘駅）、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

- 鉄道施設の防災管理に関する事
- 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
- 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
- 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する事
- 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

### 2 NTT 西日本株式会社（関西支店）、及び株式会社 NTT ドコモ（関西支社）（以下「NTT 西日本株式会社等」という。）

- 電気通信設備の整備と防災管理に関する事
- 応急復旧用通信施設の整備に関する事
- 気象警報の伝達に関する事
- 災害時における重要通信確保に関する事
- 災害関係電報・電話料金の減免に関する事
- 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事
- 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関する事

### 3 KDDI 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

- 電気通信設備の整備と防災管理に関する事
- 応急復旧用通信施設の整備に関する事
- 気象警報の伝達に関する事
- 災害時における重要通信確保に関する事
- 災害関係電報・電話料金の減免に関する事
- 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事
- 「災害用伝言板サービス」の提供に関する事

### 4 大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）

- ガス供給施設の整備と防災管理に関する事
- 災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事
- 災害時におけるガスの供給確保に関する事
- 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事

- 5 日本通運株式会社（大阪支店）
  - 緊急輸送体制の整備に関する事
  - 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事
  - 復旧資材等の輸送協力に関する事
  
- 6 関西電力送配電株式会社（大阪北本部北摂配電営業所）
  - 電力施設の整備と防災管理に関する事
  - 災害時における電力の供給確保体制の整備に関する事
  - 災害時における電力の供給確保に関する事
  - 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事
  
- 7 神安土地改良区
  - ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関する事
  - 農地及び農業用施設の被害調査に関する事
  - 農業用施設の復旧事業の推進に関する事
  
- 8 淀川右岸水防事務組合
  - 水防団員の教育及び訓練に関する事
  - 水防資機材の整備、備蓄に関する事
  - 水防活動の実施に関する事
  
- 9 各鉄道、乗合旅客自動車運送事業者（阪急電鉄株式会社、大阪モノレール株式会社、阪急バス株式会社、近鉄バス株式会社）
  - 鉄道・運行施設の防災管理に関する事
  - 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
  - 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
  - 災害時における鉄道・運行通信施設の利用に関する事
  - 被災鉄道・運行施設の復旧事業の推進に関する事
  
- 10 西日本高速道路株式会社（関西支社）
  - 管理道路の整備と防災管理に関する事
  - 道路施設の応急点検体制の整備に関する事
  - 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
  - 被災道路の復旧事業の推進に関する事
  
- 11 日本郵便株式会社（摂津郵便局）
  - 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関する事
  - 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関する事
  - 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事
  - 災害時における摂津市と摂津市内郵便局との相互協力に関する覚書に基づく業務に関する事

## 第7 公共的団体その他の機関

- 1 一般社団法人摂津市医師会
  - 災害時における医療救護活動に関すること
  - 負傷者に対する医療活動に関すること
  
- 2 一般社団法人摂津市歯科医師会
  - 災害時における医療救護活動に関すること
  - 負傷者に対する歯科保健医療活動に関すること
  
- 3 一般社団法人摂津市薬剤師会
  - 災害時における医療救護活動に関すること
  - 医薬品の確保及び供給に関すること
  
- 4 摂津市社会福祉協議会
  - 避難行動要支援者の支援に対する協力に関すること
  - 災害時におけるボランティア活動に関すること
  - 災害時における生活救護、福祉相談に関すること
  
- 5 自主防災組織
  - 防災に関する知識及び技能の習得及び普及に関すること
  - 防災意識の啓発を図るための活動に関すること
  - 自主防災訓練の実施に関すること
  - 防災資機材の管理に関すること
  - 初期消火活動に関すること
  - 災害発生時における情報の収集伝達、救出救護、避難誘導、避難所運営、災害応急対策等に関すること
  - 市及び防災関係機関が実施する防災対策への協力に関すること
  - その他災害予防及び災害防止に関すること
  
- 6 防災サポーター
  - 防災に関する知識及び技能の習得及び普及に関すること
  - 防災意識の啓発を図るための活動に関すること
  - 災害発生時における情報の収集伝達、救出救護、避難誘導、避難所運営、災害応急対策等に関すること
  - 市及び防災関係機関が実施する防災対策への協力に関すること
  - その他災害予防及び災害防止に関すること
  
- 7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
  - 各々の所掌事務及びそれに係る防災対策の実施に関すること

(資料)

【資料8】 摂津市災害対策本部組織図

## 第5節 市民、事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、防災の基本となる自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

### 第1 市民の基本的責務

市民は、自助、共助の理念のもと、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、市、府及び防災関係機関並びに地域が行う防災活動との連携・協力を努めなければならない。

#### 1 災害等の知識の習得

- (1) 防災訓練や防災講習会、市の防災に関する取組への参加
- (2) 地域の地形特性、危険場所等の確認
- (3) 過去の災害から得られた教訓の伝承

#### 2 災害への備え

- (1) 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止
- (2) 家屋等の耐火性の確保、火災の発生の防止、初期消火に必要な器具の準備
- (3) 避難場所、避難経路の確認
- (4) 家族との安否確認方法の確認
- (5) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- (6) 災害時に必要な情報の入手方法の確認
- (7) 民間施設や縁故避難、車中避難など水害時における市外の安全な避難先の確保
- (8) マイ・タイムラインの作成

#### 3 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 避難行動要支援者への支援
- (4) 地域住民による指定避難所の自主的運営
- (5) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

## 第2 事業者の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

特に市の公の施設を管理する指定管理者については、管理施設の安全管理や利用者の安全確保等のほか、公の施設の管理者であることを鑑み、市が実施する災害対応にも積極的に協力するものとする。

### 1 災害等の知識の習得

- (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認

### 2 災害への備え

- (1) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
- (2) 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
- (3) 避難場所、避難経路の確認
- (4) 従業員及び利用者等の安全確保
- (5) 従業員の安否確認方法の確認
- (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄

### 3 出勤及び帰宅困難者への対応

- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
- (2) 水害が想定される気象状況時の事業停止（従業員は帰宅又は市外へ避難）
- (3) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- (4) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- (5) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

### 4 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 企業が所有する物資の供与、資機材の貸与
- (4) 市との防災協定（避難場所の提供等）の締結に関する協力
- (5) 指定避難所の運営支援（炊き出しなど）
- (6) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

### 第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

市民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関（とりわけ要配慮者への対応などきめ細かなニーズに対応できる団体等）と連携・協力して、地域防災の担い手を確保して防災訓練や防災講習等を実施し、地域の防災力向上に努めるとともに、避難行動要支援者の安否確認や避難支援、自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努める。

なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、市、市民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。